

定 款

制改定年月日	昭和 32 年 10 月 1 日
	昭和 50 年 5 月 28 日
	昭和 58 年 5 月 31 日
	昭和 59 年 6 月 7 日
	昭和 62 年 6 月 5 日
	平成 6 年 6 月 24 日
	平成 7 年 6 月 23 日
	平成 9 年 6 月 20 日
	平成 9 年 10 月 1 日
	平成 10 年 6 月 19 日
	平成 12 年 6 月 27 日
	平成 13 年 6 月 27 日
	平成 14 年 4 月 18 日
	平成 14 年 6 月 21 日
	平成 15 年 6 月 20 日
	平成 16 年 6 月 25 日
	平成 18 年 6 月 23 日
	平成 18 年 9 月 8 日
	平成 21 年 6 月 19 日
	平成 28 年 6 月 24 日

田中精密工業株式会社

第1章 総 則

(商号)

第 1 条 当社は、田中精密工業株式会社と称し、英文では、TANAKA SEIMITSU KOGYO CO., LTD. と表示する。

(目的)

第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 自動車、その他の輸送用機械器具およびその部品の製造、販売
2. 原動機、農業用機械、工作用機械、その他の一般機械器具およびその部品の製造、販売
3. 航空機部品および宇宙機器部品の製造、販売
4. 前各号に関連する技術の供与および前各号に関連する装置、機械ならびに用品の製造、販売および輸出入
5. 自動車の販売および修理ならびにリース業
6. 損害保険代理業および生命保険の募集に関する業務
7. 前各号に付帯関連する一切の事業

(本店の所在地)

第 3 条 当社は、本店を富山県富山市に置く。

(機関)

第 4 条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

1. 取締役会
2. 監査役
3. 監査役会
4. 会計監査人

(公告方法)

第 5 条 当社の公告は、電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載してこれを行う。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第 6 条 当社の発行可能株式総数は、32,640,000 株とする。

(自己の株式の取得)

第 7 条 当社は、会社法第 165 条第 2 項の規定により、取締役会の決議によって同条第 1 項に定める市場取引等により自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第 8 条 当社の単元株式数は、100 株とする。

(単元未満株式についての権利)

第 9 条 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

1. 会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利
2. 会社法第 166 条第 1 項の規定による請求をする権利
3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株主名簿管理人)

第 10 条 当社は、株主名簿管理人を置く。

- (2) 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。
- (3) 当会社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。

(株式取扱規則)

第 11 条 当会社の株主権行使の手続きその他株式に関する取扱いは、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

第 3 章 株 主 総 会

(招集)

第 12 条 当会社の定時株主総会は、毎年 6 月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。

- (2) 株主総会は、本店所在地またはその隣接地においてこれを招集することができる。

(基準日)

第 13 条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年 3 月 31 日とする。

- (2) 前項に定めるほか、必要があるときは、取締役会の決議によってあらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。

(招集権者および議長)

第 14 条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議に基づき、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

- (2) 取締役社長に差し支えがあるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)

第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示すべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従い、インターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

(決議の方法)

第16条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

(2) 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第17条 株主は、当社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、株主総会において議決権を行使することができる。

(2) 株主または代理人は、代理権を証明する書面を株主総会ごとに当社に提出しなければならない。

第4章 取締役および取締役会

(員数)

第18条 当社の取締役の員数は、16名以内とする。

(選任方法等)

第19条 当社の取締役は、株主総会において選任する。

(2) 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(3) 取締役の選任決議については、累積投票によらないものとする。

(4) 取締役を解任する場合における株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(任期)

第20条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

(代表取締役および役付取締役)

第21条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

(2) 取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。

(取締役会の招集権者および議長)

第22条 取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。取締役社長に差し支えがあるときは、取締役会においてあらかじめ定められた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

第23条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対して発するものとする。ただし緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

(2) 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

(相談役、顧問)

第24条 取締役会は、その決議によって相談役または顧問を置くことができる。

(取締役会規則)

第25条 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会の決議により定める取締役会規則による。

(報酬等)

第26条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受け取る財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除等)

第27条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第1項の取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる。

(2) 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額とする。

第5章 監査役および監査役会

(員数)

第28条 当会社の監査役の員数は、4名以内とする。

(選任方法)

第29条 当会社の監査役は、株主総会において選任する。

(2) 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(任期)

第30条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

(2) 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(常勤の監査役)

第31条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

(監査役会の招集通知)

第32条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発するものとする。ただし緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

(2) 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。

(監査役会規則)

第33条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会の決議により定める監査役会規則による。

(報酬等)

第34条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(監査役の責任免除等)

第35条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第1項の監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる。

(2) 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、同法423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額とする。

第6章 計 算

(事業年度)

第36条 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。

(期末配当の基準日)

第37条 当社の剰余金の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。

(中間配当)

第38条 当社は、取締役会の決議により、毎年9月30日を基準日として、中間配当を行うことができる。

(剰余金の配当等の除斥期間)

第39条 配当財産が金銭である場合には、その支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。

(2) 前項の金銭には利息をつけない。